

大田市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項により指定公金事務取扱者に指定するとともに、併せて、大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例第23条第4項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により、告示する。

令和7年11月25日

島根県大田市長 楢野 弘和

業務受託者		店舗等の名	指定日	委託日
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）	住所又は店舗等所在地			
尾村 七恵	大田市水上町三久須33-3	めぐる屋	令和7年11月25日	令和7年11月25日

業務を委託する期間：令和7年12月10日から令和8年3月31日まで